

交通遺児激励金について

県では交通遺児の人に、くじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励んでいただくことを願って、毎年5月5日の「こどもの日」を基準日として、激励金の支給事業を行っています。

- 対 象**
- ・5月5日現在、岐阜県内に居住し、交通事故により、父または母(すでに父母がいなかった場合はそれに代わる人)を亡くした人
 - ・義務教育終了までの人、および高等学校等在学中で満20歳未満の人
 - ※交通遺児となった後、養子縁組した人、父または母が再婚し生計をともにする人は除く。

支給額(1人当たり)	乳幼児および小学生	15,000円
	中学生	20,000円
	高校生等	25,000円

申込期限 5月10日(月) ※臨時対応あり

問申 建設課 ☎32-5081

令和3年度は固定資産税評価替え年度です

◆評価替えとは？

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する人に、資産価値に応じて納めていただく税金です。このうち、土地と家屋は、3年ごとに評価額を見直します。この作業を「評価替え」といいます。

◆土地の評価替え

地価の動向や土地の利用状況の変化を受けて、状況類似地域、標準宅地、路線価の評価方法などの見直しを行います。その結果、評価額や税額に変動が生じます。

◆家屋の評価替え

既存の家屋の評価額を、建築後の経過年数に応じて見直し、新しい固定資産評価基準を適用して計算します。ただし、建築後の経過年数が長く、すでに一定の残存価格まで減価されている場合については、評価額が据え置かれます。

◆縦覧について

町内に固定資産(土地・家屋)を所有する納税者で、縦覧帳簿の縦覧を希望する場合、次のとおり縦覧することができます。

期 間 4月1日(木)～5月31日(月) 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日は除く)

場 所 町役場税務課

縦覧に必要なもの：運転免許証などの本人確認ができるもの
代理人の場合は委任状が必要です。

問 税務課 ☎32-1103

令和2年分の所得税等の確定申告期限の延長に伴う申告相談について

令和2年分の所得税等の確定申告期限が延長されたことに伴い、次のとおり申告相談を行います。

【場 所】 大垣税務署(大垣市丸の内2丁目30番地)

【期 間】 3月31日(水)～4月15日(木) (土・日曜日を除く)

【時 間】 9時～17時

※混雑緩和のため大垣税務署内の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券は税務署にて当日配付しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。

なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。

※大垣税務署は駐車場の施設が限られていますので、公共交通機関をご利用ください。

※4月16日(金)以降は、電話による事前予約制により大垣税務署にて申告相談を行います。

問 大垣税務署 ☎78-4101(音声案内に従って「2」を選択してください。)